

議案第 4 4 号

狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市立学童保育室条例（昭和 4 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（業務）

第 3 条 保育室は、第 1 条の目的を達成するため、留守家庭児童に対する適切な遊びの指導その他留守家庭児童の健全な育成に必要な活動に関する業務を行う。

（職員）

第 4 条 保育室に、支援の単位（狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 号。以下「基準条例」という。）第 1 0 条第 4 項に規定する支援の単位をいう。）ごとに 2 人以上の放課後児童支援員を置く。ただし、その 1 人を除き、補助員（同条第 2 項に規定する補助員をいう。）をもつてこれに代えることができる。

2 放課後児童支援員は、基準条例第 1 0 条第 3 項に規定する要件に該当する者でなければならない。

第 6 条を次のように改める。

（保育時間）

第 6 条 保育室の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、保育時間を変更することができる。

（1）小学校の授業の休業日 午前 8 時から午後 6 時までの時間

（2）小学校の授業の休業日以外の日 小学校の授業の終了の時刻から午後 6 時までの時間

第 7 条の見出しを「（対象児童）」に改め、同条中「居住する小学校低学年児童のうちの」を「居住し、小学校に就学している」に改める。

第 8 条の前の見出しを削り、同条及び第 9 条を次のように改める。

（入室の許可）

第 8 条 留守家庭児童を保育室に入室させようとする保護者は、市長の許可を受けなければならない。

（入室の取消し）

第9条 市長は、前条の許可を受けた留守家庭児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定に該当しなくなつたとき。
- (2) 保護者から退室の申出があつたとき。
- (3) 保育料を納付しないとき。
- (4) 正当な理由がなく長期間にわたつて保育室を利用しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(保育料)

第10条 保育室に入室している留守家庭児童の保護者は、別表に定めるところにより、保育料を毎月末日までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第11条 市長は、特別な理由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

別表中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

第2条 狭山市立学童保育室条例の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に保育室の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 保育室の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、基準条例、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、保育室の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条第4号及び第6条ただし書の規定の適用については、第5条第4号中「市長が」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」と、第6条ただし書中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（第4条及び第7条の改正規定を除く。）は公布の日から、第1条中第4条及び第7条の改正規定は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

平成26年8月29日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立学童保育室の効率的な運営を図るため、同施設の管理について指定管理者制度を導入するとともに、同施設の職員及び対象児童に係る規定を改め、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。